

優良募集情報等提供事業者認定証などについて

優良募集情報等提供事業者認定制度 事務局

2026年3月発行

■ 画像データの利用について

- (1) 電子化や撮影等により作製した認定証の画像データは、認定事業者が発行並びに運用している会社案内やホームページ、審査を受け認定されたメディア・サービスへの掲載に限って使用可能です。
※追加審査が必要なメディア・サービスがある場合は、未審査のメディア・サービス、会社案内、自社ホームページへの掲載はできません。審査を受け認定されたメディア・サービスへのみ掲載可能です。
(認定番号だけの掲載であったとしても、追加審査が必要なメディア・サービスがある場合は、審査を受け認定されたメディア・サービスへのみ掲載可能です)
- (2) 記載内容が判読できる解像度で使用してください。判読できない画像の場合は説明を付けてください。
- (3) ウェブサイトへ掲載する場合は、編集・印刷を不可にするなど、第三者による不正防止策を施してください。
- (4) サイズは原寸から必ず変更して使用してください。ただし、縦横比の変更など実物と異なる形状変更は行わないでください。
- (5) 認定証原本や、許可された複製物と誤認させるような使用をすることはできません。
- (6) 認定の有効期限切れや認定取り消しなどにより認定の効力が無くなる場合には、ただちに掲載を取り止めてください。

5. 認定証の返却

認定事業者は、以下のいずれかに該当することとなったときは、認定証を発行した審査認定機関に認定証を返却してください。

- (1) 認定を取り消されたとき。
- (2) 上記 3. で定める内容による認定証の再発行を受けたとき。

なお、認定の有効期限の到来により失効した認定証については、返却の必要はありません。

第5 申請、認定等の手続き

5. 認定

(1) 略

(2) 優良募集情報等提供事業者認定の効力については以下のとおりとする。

- 1 優良募集情報等提供事業者認定証の有効期間は、審査認定機関から認定を受けた日から起算して3年を経過する日の属する月の末日までとし、この有効期間に限り、優良募集情報等提供事業者認定マークを使用することができるものとする。なお、認定マークの使用については別途定める。
- 2 優良募集情報等提供事業者認定証の有効期間経過後、引き続き優良募集情報等提供事業者認定マークの使用等を希望する場合には、再度審査申請し、認定を受けなければならない。
- 3 優良募集情報等提供事業者認定証の有効期間中に、優良募集情報等提供事業者認定証を交付した審査認定機関指定がなくなった場合であっても、当該有効期間中は、認定の効果は継続する。なお、社名変更等により認定証の再交付が必要となった際に、当該事業者の認定した審査認定機関が法人の消滅等の事由により再交付ができない場合には、運営受託団体が当該審査認定機関を代理して認定証の再交付を行うこととする。
- 4 優良募集情報等提供事業者認定証の有効期間中に合併、分社化等が行われた場合には、原則として、同一の募集情報等提供事業者として認められる者に引き継がれる。ただし、著しく事業内容や経営体制等が変更された場合には、引き継がれない場合があり得る。

(3) 優良募集情報等提供事業者として認定された者は以下の責務について十分に認識し、事業運営を行わねばならない。

- 1 優良募集情報等提供事業者は、法令を遵守することはもとより、認定基準に則った事業運営を行なうこと。
- 2 優良募集情報等提供事業者は、優良募集情報等提供事業者認定制度の実施に関し、審査認定機関あるいは運営受託団体による必要な調査・確認の求めがあった場合には真摯に応じること。
- 3 優良募集情報等提供事業者は、認定基準に関わる事項について、認定時の状況に変更がある場合には、速やかに運営受託団体に申し出ること。
- 4 優良募集情報等提供事業者は、社名変更、合併、分社化等が行われた場合には、遅滞なく運営受託団体に届け出ること。

第5 申請、認定等の手続き

7. 認定の取消

(1) 審査認定機関、又は、審査認定機関であった者は、自らが認定した優良募集情報等提供事業者が、次の事項のいずれかの事由に該当した場合、認定を取り消すこととする。なお、当該優良募集情報等提供事業者を認定した審査認定機関が、解散等により存在しない場合には、認証委員会が認める者が認定の取消を行うことができることとする。

- 1 提示した書類や説明に虚偽があった場合（誓約書に反した場合も含む）
- 2 利害関係を有する者が審査を実施していたことが明らかとなった場合
- 3 募集情報等提供事業を廃止した場合
- 4 職業紹介事業改善命令、職業紹介事業停止命令、又は職業紹介事業廃止命令を受けた場合
- 5 労働関係法令に係る重大な法令違反があった場合
- 6 個人情報保護法等、その他の法令に係る重大な法令違反があった場合（※公表事案）
- 7 再審査への協力要請に対して合理的な理由なく応じない場合
- 8 募集情報等提供事業者が、自ら認定を返上したい旨申し出た場合
- 9 その他、取消が相当と判断された場合
- 10 募集情報等提供事業に該当するメディア・サービスが新たに出来たとき、他社からメディア・サービスを承継等をしたときにおいて、本制度で定められた時期までに当該メディア・サービスについて追加申請をしなかった場合、また、追加申請を行い、審査の結果が不認定となった場合

※定められた時期までとは、当該年度内の申請の締切期日までを指す。

年度内の申請の締切期日まで、メディア・サービスが新たに出来たとき、他社からメディア・サービスの承継等をしたときは、当該年度内の申請の締切期日まで申請し、追加審査を受けることとする

(2) 略

運営受託団体（事務局）への連絡が必要な場合

認定基準に関わる事項について、認定時の状況に変更がある場合には、速やかに運営受託団体（事務局）にご連絡ください。以下は運営受託団体（事務局）への連絡が必要な場合の例です。

- ① 社名変更・合併・分社化等が発生した場合
- ② 代表者が変更になった場合
- ③ 本社住所が変更になった場合
- ④ 認定されたサービスのURLや名称変更があった場合
- ⑤ 認定されたサービスがクローズする場合、別の法人の運営に移行した場合など
- ⑥ 募集情報等提供事業に該当するメディア・サービスが追加された場合(募集情報等提供事業に該当するメディア・サービスが新たに出来たとき、他社から募集情報等提供事業に該当するメディア・サービスの承継等をしたとき、例えば1号で認定されたサービスが1号兼3号に変更になった場合等も含む)
- ⑦ 認定基準に関わる事項について変更があった場合
- ⑧ 担当者、担当者の連絡先（住所、電話番号、メールアドレス）が変更になった場合

※担当者の変更がなくても、担当者の連絡先に変更があった場合は事務局に必ずご連絡ください。

事務局へのご連絡がない場合、事務局からの重要な連絡が届かない等が発生する可能性があります。

認定制度ウェブサイト（<https://yuryonintei.com/>）に、「認定事業者専用ページ」を設けております。

事務局へ連絡が必要な場合は、TOP頁の右上の緑色のアイコン「認定事業者専用ページ」よりお知らせください。ログインに必要なパスワードは、ご担当者様に別途お知らせします。



認定事業者専用ページ

ホーム > 認定事業者専用ページ

このコンテンツは、パスワードで保護されています。閲覧するにはパスワードを入力してください。

パスワード

[ログインする >](#)

※パスワードは登録いただいている本制度のご担当者様に通知しております。社内にてご確認ください。
※パスワードを忘れた方は、[こちら](#)よりお問い合わせください。

すでに認定済みの企業様

ホーム > すでに認定済みの企業様



お知らせ

認定済みの企業様向けのお知らせはこちらからご確認ください。



各種変更手続き

「事業者名」「代表者名」「本社所在地」「事業内容（合併・分社化等）」「認定サービス」「認定基準に関わる事項」についての変更がある場合のお手続きはこちら。



ご担当者、連絡先の変更届

「本制度のご担当者、連絡先の変更届」はこちら。



資料

フォローアップセミナー資料、ロゴ仕様マニュアル等、各種資料をご覧いただけます。



その他のご相談

その他のご相談はこちらの問い合わせフォームから承ります。

本件に関するお問い合わせ先

優良募集情報等提供事業者認定制度 事務局

〒102-0071 東京都千代田区富士見2- 6- 9 雄山閣ビル3階 全国求人情報協会内

※当認定制度は、厚生労働省の委託事業として運営しています。

TEL : 03-5210-3935

E-mail : info@yuryonintei.com

<https://yuryonintei.com>